

2026. 1. 17

令和7年度

第4回野嵩スティバナビラ石畳道文化講座

地域づくりを担う市民団体のこれから ― 法人化の選択 ―

特定非営利活動法人平安京調査会  
辻 純一

・自己紹介

・任意団体

・非営利で活動できる法人

一般財団法人 一般社団法人 特定非営利活動法などがある。

・特定非営利活動法人とは

・特定非営利活動法人平安京調査会の概要と活動

・遺跡を守る一例

京都市内「桂坂・古墳の森」

・最後に

法人化を目指すために考慮すること

## 参考

### 非営利法人

#### NPO 法人（特定非営利活動法人）

市民活動やボランティア活動など、公益性の高い活動を行う団体に適した法人格です。特定非営利活動促進法に定められた 20 分野の活動が主目的で、設立には都道府県や指定都市の所轄庁による認証が必須です。認証に数ヶ月を要しますが、設立登記の登録免許税は非課税となります。NPO 法人は必ず 10 名以上の会員がいることが絶対条件となります。

#### 一般社団法人

事業内容に制約が少なく、非営利であればどのような活動でも行える柔軟性の高い法人格です。NPO 法人のような活動分野の制限はなく、社員が 2 名以上いれば設立可能です。剰余金の分配はできませんが、役員報酬の支払いは可能です。非営利型法人の要件を満たせば税制上の優遇も受けられます。学会、同窓会、地域活性化団体など、社会性と収益事業を両立させたい団体に適しています。

#### 一般財団法人

一般社団法人と同様、事業内容の制約は少なく柔軟性の高い法人格です。但し、一般社団法人と違って「財産」に対して法人格が与えられるものです。300 万円以上の財産を拠出し、その財産の運用利益を活動原資とし、事業を継続していきます。一般財団法人は、設立時の最低必要人数が、理事 3 名、評議員 3 名、監事 1 名の計 7 名必要になります。